

公共下水道使用料の賦課漏れについて

平成 29 年 3 月 15 日
秦野市上下水道局

1 概要

平成 28 年 9 月 2 日に本町地区在住の市民から、水道料金は賦課されているが、公共下水道使用料が賦課されていない旨の連絡がありました。

調査したところ、その方が、住居（店舗併用住宅）の水道を、平成 13 年に受水槽方式から直結方式に切り替えた際、市職員が水道料金と下水道使用料を併せて賦課する処理をすべきところ、上下水道料金システム上、下水道使用料の賦課サインの未入力により 15 年間、公共下水道使用料のみが賦課されていなかったことが判明しました。

これを機に、他にも同様の事例の有無を調査することとしました。

まず、水道料金が賦課されているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていないなど、賦課漏れの疑いのある世帯等の抽出を一次調査として実施し、その世帯等が実際に公共下水道を使用しているかどうかを現地に赴き、調査を行いました。

その結果により、賦課漏れの世帯等を確定し、過去の水道料金の台帳等から使用水量の実績を基に賦課漏れの額を調査しました。

2 一次調査（書類上での調査）

(1) 対象 15,507 件

平成 28 年 9 月 15 日時点の下水道使用料が賦課されていないメーターから、公共下水道整備区域外などで、明らかに下水道使用料が賦課されないメーターを除き抽出しました。

(2) 期間 平成 28 年 9 月 15 日から同年 11 月 28 日まで

(3) 方法 対象メーターのうち、排水設備工事の完成検査が終了しているメーターを書類上の調査で抽出しました。

(4) 結果 322 件（賦課漏れの可能性があるもの）

3 現地調査

(1) 対象 322 件

(2) 期間 平成 28 年 12 月 12 日から 29 年 1 月 31 日まで

(3) 方法 上下水道局職員が現地で最終汚水ますの有無と、それがあある場合の公共下水道接続（汚水流入）の有無を調査しました。

(4) 結果

接続あり（賦課漏れ）	接続なし	計
156 件	166 件	322 件
48.4%	51.6%	100%

4 原因

理 由	件数	率
<p>すでに公共下水道に接続している建物で、給水管を分岐しメーターを増設する場合は、下水道の排水設備工事の申請の必要がない。</p> <p>この場合の事務処理には、旧水道局と旧下水道部の各職員に十分な注意と連携が必要であるが、その認識不足により、増設したメーターの新規水栓番号の情報が共有されなかったものがあつた。そのため、これが後に、新規メーターへの下水道使用料賦課開始サインの未入力につながり、賦課漏れが生じた。</p>	34 件	21.8%
<p>排水設備工事の完成検査後に、下水道使用料賦課開始サインを入力すべきところ、職員の単純なミスにより入力されず、賦課漏れが生じた。</p>	122 件	78.2%
合 計	156 件	100%

5 賦課漏れの額

平成 19 年度から 28 年度までの額	3,654 万 3,252 円
昭和 56 年度から平成 18 年度までの額（推計）	約 1,830 万円
合 計	約 5,484 万円

公共下水道使用料の算定基礎となる水道使用水量の平成 18 年度以前のデータは保存期限が過ぎ、書類、電子データ共に存在しません。

そのため、それ以前の賦課漏れ額は、19 年度以降の平均使用水量と、その時点での下水道使用料の料金表単価で算定した推計値としています。

6 請求について

(1) 新規分

今年の 3 月から請求します。

(2) 遡及分

地方自治法第 236 条（金銭債権の消滅時効）により、下水道使用開始日に遡り、最長 5 年間分を、新規分とは別に今年 3 月から請求します。

件 数	金 額
156 件	1,966 万 6,439 円

7 再発防止策

(1) 給水管を分岐しメーターを増設する場合、多くは排水設備確認申請が不要のため、これが旧水道局から旧下水道部への連絡不十分による賦課漏れにつながっていました。

現在は、両部局の組織統合により、それらの連絡や確認を同じ営業課内の給水事務当

と使用料徴収開始事務担当が連携を密に行っています。また、既設メーターの公共下水道への接続状況や下水道使用料の徴収状況の確認、料金システムへの正確なデータ入力も、さらに徹底します。

- (2) 旧下水道部では、排水設備検査員の職場と下水道使用料賦課担当の職場が異なる時期もありました。これにより検査箇所の確認についての連携が不十分であったことも、賦課漏れ原因の一つとして考えられます。なお、平成29年7月からは、給排水設備の検査業務を民間委託する予定です。今後は、この検査業務と下水道使用料の賦課業務を共に委託会社が行い、その確認を営業課が行う二重のチェック態勢とします。
- (3) 水道の使用開始時に下水道使用料を賦課していないデータを抽出し、それを排水設備の完成検査実施情報と、毎月、突合することにより、賦課漏れをチェックします。
- (4) 給水装置工事申請書に公共下水道接続の有無欄を、また排水設備の使用開始届に対象水道メーター番号欄を追加し、施工事業者に記載を求め、事業者と行政が相互にチェックします。
- (5) 局内職員に今回の事案を周知し、再発防止を徹底します。

☆ 賦課漏れについては、対象の御家庭等について、上下水道局職員が連絡をさせていただいたうえで、訪問して説明し、遡及請求や新規請求のお願いをしております。局員は、常に身分証明書を携帯しております。

なお、市コンプライアンス推進委員会における再発防止策の公表などについては、今後、まとめ次第お知らせします。

上下水道局 営業課 0463-83-2111